

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
5月15日
(金曜日)

目次

○告示

令和2年度クリーニング師研修の指定(生活衛生課)……………一

令和2年度クリーニング所業務従事者講習の指定(生活衛生課)……………一

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(七件)(河川課)……………二

○公告

令和2年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………七

令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施(業務課)……………九

○人委公告

令和2年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………一〇

令和2年度山口県保健師採用試験の実施……………一五



山口県告示第百六十二号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定により、次の研修を令和2年度におけるクリーニング師の研修として指定した。

令和2年5月15日

山口県知事 村岡 嗣政

一 研修の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の開催期日及び開催場所

開催期日 令和二、八、三〇(日曜日)

開催場所 山口市吉敷下東三丁目一番一号
山口県総合保健会館

三 研修の受講料 五千元

山口県告示第百六十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定により、次の講習を令和2年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。

令和2年5月15日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の主催者

名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

住所 東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の開催期日及び開催場所

開催期日

開催場所

令和二、八、二〇(木曜日)

下関市豊前田町三丁目三番一号
山口県国際総合センター

三 講習の受講料

四千五百円

山口県告示第百六十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十八年山口県告示第百二十三号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和2年四月十八日限り消滅した。

令和2年5月15日

山口県知事 村岡 嗣政

三隅町加入区

山口県告示第百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、神田川水系神田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 神田川水系神田川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年六月五日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所(電話〇八三―二二三―七二〇一)にすること。

山口県告示第百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、川棚川水系川棚川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 川棚川水系川棚川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年六月五日 午後五時十五分
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三―二二三―七一〇一）にすること。

山口県告示第六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、栗野川水系栗野川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 栗野川水系栗野川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 下関市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期限

令和二年六月五日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三―二二三―七一〇一）にすること。

山口県告示第百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、泉州水系泉州に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申

請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 泉州水系泉州に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
郵便により提出するものとする。
- (二) 申請書等の提出場所
山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
- (三) 申請書等の提出期限
令和二年六月五日 午後五時十五分
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和二年六月十八日までに発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所（電話〇八三七―二二―二九二〇）にすること。

山口県告示第六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、深川川水系深川川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 深川川水系深川川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 長門市内
 - (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出場所
山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
- (四) 申請書等の提出期限
令和二年六月五日 午後五時十五分
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所（電話〇八三七―二二―二九二〇）にすること。

山口県告示第百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、三隅川水系三隅川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 三隅川水系三隅川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 長門市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期限

令和二年六月五日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所(電話〇八三七―二二二九二〇)にすること。

山口県告示第百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、大井川水系大井川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大井川水系大井川に係る洪水浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 萩市内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で令和二年五月十四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百五十点以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期限

令和二年六月五日 午後五時十五分

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年六月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩土木建築事務所（電話〇八三八―二二一〇〇四三）にすること。



(一三) 令和二年度山口県補正予算の要領の公表

令和二年四月山口県議会臨時会で議決された令和二年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

令和二年度山口県一般会計補正予算（第2号）

令和二年度山口県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,642,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ750,623,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 項	補 正 額	補正前の額	計
9 国庫支出金	3,245,800	83,728,731	86,974,531
1 国庫負担金	54,179	34,620,217	34,674,396
2 国庫補助金	3,083,576	47,053,123	50,136,699
3 委託金	108,045	2,055,391	2,163,436

12繰入金		14諸収入		歳入		歳出		款務費		3民生費		4衛生費		5労働費		6農林水産業費		7商工費		8土木費		9警察費		10教育費																											
2基金繰入金	4,653,064	17,049,344	21,702,408	1貸付金元利収人	60,743,236	55,272,472	116,015,708	1総務管理費	525,000	14,006,365	14,531,365	2企画調整費	272,120	7,968,773	8,240,893	1社会福祉費	496,125	75,553,131	76,049,256	1商工業費	62,848,855	53,981,578	116,830,433	2工業鉦業費	61,334,755	51,061,143	112,395,898	3観光費	44,100	725,188	769,288	5都市計画費	1,099	4,440,735	4,441,834	6住宅費	13,000	3,905,982	3,918,982	9警察活動費	9,813	38,965,603	38,975,416	2警察活動費	9,813	2,710,397	2,720,210	10教育費	391,909	138,314,121	138,706,030
合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198	合計	68,642,100	681,981,098	750,623,198												

歳出	合計	11学事費	8社会教育費	7特別支援学校費	4高等学校費	3中学校費	2小学校費	1教育総務費
68,121	681,981,098	10,035,050	1,595,778	12,443,143	25,068,616	25,694,914	41,204,531	19,417,738
10,103,171	750,623,198	10,103,171	1,601,978	12,484,258	25,081,901	25,715,283	41,244,977	19,620,111

第2表 債務負担行為補正

1 追加	追	追加	追	追加
1	1	1	1	1

事	項	補正		補正	
		期	間	期	間
2 変更	1 追	令和2年度から令和5年度まで	令和2年度から令和5年度まで	令和2年度から令和22年度まで	令和2年度から令和22年度まで
		令和2年度から令和5年度まで	令和2年度から令和5年度まで	令和2年度から令和22年度まで	令和2年度から令和22年度まで

<p>2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給</p>	<p>令和2年度から令和22年度まで</p>	<p>(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金は、限年度とする額の9%を額の1/2に相当する金額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、限年度とする額とする。</p>	<p>令和2年度から令和22年度まで</p>	<p>(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金は、限年度とする額の9%を額の1/2に相当する金額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、限年度とする額とする。</p>
<p>3 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償</p>	<p>令和2年度から令和22年度まで</p>	<p>山口県信用保証協会が令和2年度に20,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る受け付けの損失の70/100に相当する額</p>	<p>令和2年度から令和22年度まで</p>	<p>山口県信用保証協会が令和2年度に46,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る受け付けの損失の70/100に相当する額</p>

(一一四) 令和二年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号) 第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和二年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和二年十月二十日(火曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

令和二年七月六日(月曜日)から同月十七日(金曜日)まで(郵送の場合は、七月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三ー八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

(三) 電算入力票

六 受験手数料

一万千六百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和二年十一月二十四日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三ー九三三ー三〇一八)にすること。

公 告

令和二年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和二年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和二年五月十五日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
警察行政	三人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
社会福祉（一般）	二人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	三人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木建築等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局（主として土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
農業	五人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
農業土木	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	三人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林水産事務所等）における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務
機械	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計・保守管理等の専門業務



化学	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 平成三年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者又は平成十一年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは令和三年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは令和三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百六回薬剤師国家試験（令和三年二月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成二十七年四月一日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者（機械の試験職種にあつては、就労可能な在留資格を有するものを除く。）
- 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そ

三 試験の方法、内容、日時及び場所
 の他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

2 日時

令和二年六月二十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第三学舎三号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並び

に適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 令和二年七月二十五日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和二年七月二十七日(月曜日) から同年八月四日(火曜日) まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種に

あつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年七月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

最終合格者

令和二年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「条例」という。)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

い。なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年六月五日までの消印のあるものに限りま。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができま。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後五時

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三一四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
社会福祉(心理)	社会福祉概論(社会保障を含む。) 社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般

林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。) 林業工学 林産一般 砂防工学
畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管 理学 畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情 水産経済 水産法規 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
機械	数学 物理学 材料力学 流体力学 熱力学 電気工学 機械力学 制御 機械設計 機械材料 機械工作
化学	数学 物理学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業 化学 物理化学 工業化学
衛生薬学	物理 化学 生物 衛生 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度 実務
衛生監視	物理 化学 生物 衛生 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産 物利用学 応用獣医学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	一人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
社会福祉(一般)	一人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
土木	一人程度	知事部局(主として土木建設部)、企業局等の各課及び出先機関(土木事務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和三十六年四月二日以降に生まれた者が受験できます。
- (二) 民間企業等における職務経験を五年以上有する者
- (三) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 民法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

- (一) 第一次試験
 - 1 方法、内容等
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

種目	試験職種	試験内容
試験養行	行政	公務員として必要な一般的な知識及び技能についての択一式による筆記試験
試験専門(社会福祉(一般))	社会福祉(一般)	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査とします。
試験専門(土木)	土木	必要な専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験論文	全試験職種	社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験

2 日時
令和二年六月二十八日(日曜日)

- (1) 行政
 - 試験室入室 午前九時三十分まで
 - 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 - 論文試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- (2) 社会福祉(一般)及び土木
 - 試験室入室 午前九時三十分まで
 - 論文試験 午前十時から午後零時まで
 - 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館

大阪府

大阪府吹田市山手町三丁目三番三十五号
関西大学千里山キャンパス第三学舎三号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 令和二年八月一日(土曜日)又は同月二日(日曜日)のいずれかで、

山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 行政

教養試験 四〇点

論文試験 六〇点

2 社会福祉(一般)及び土木

専門試験 四〇点

論文試験 六〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が一定の得点未満の場合は、論文試験の採点を行いません。この場合、教養試験又は専門試験の得点を第一次試験の得点とします。

なお、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあっては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、社会福祉(一般)及び土木の試験職種にあっては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年七月十六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者)にあっては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業において八年間の職務の経験を有している場合は、条別表第一の行政職給料表の一級五十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇二))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
------	------	--------	-------

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項
 身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間
 令和二年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年六月五日までの消印のあるものに限りま。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 令和二年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)にお問い合わせください。

公 告
 令和二年度山口県保健師採用試験の実施
 令和二年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。
 令和二年五月十五日
 山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
 試験は、次の表のとおり行います。

保健師	保 健 師	三人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務
-----	-------	------	----------------------------

二 受験資格

(一) 平成三年四月二日から平成十二年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は令和三年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第七回保健師国家試験(令和三年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 1 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者
 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験
 1 方法、内容等
 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
 (1) 教養試験
 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
 (2) 専門試験
 必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
 なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時
 令和二年六月二十八日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市桜島六丁目二番一号 山口県立大学北キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号 関西大学千里山キャンパス第三学舎三号館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 令和二年七月二十五日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 令和二年七月二十七日(月曜日) から同年八月四日(火曜日) まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年七月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載するとともに、合格者に文書で通知します。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十五号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は

(二) 受験申込書の請求

令和二年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は

は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書し、百二十四分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年五月十五日（金曜日）から同年六月五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年六月五日までの消印のあるものに限りです。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年五月十五日（金曜日）午前九時から同月二十九日（金曜日）午後五時

まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四七四）に問い合わせてください。

令和二年五月十五日
発行

発行人

山口県知事